

第1回 高知県新食肉センターワーキンググループ 次 第

日時 平成30年2月2日（金）

場所 高知サンライズホテル はつひの間

1 議 事

- (1) ワーキンググループの概要について
- (2) 検討事項・スケジュールについて
- (3) その他

「配付資料」

資料1 設置要綱

資料2 名簿

資料3 整備・運営に向けての検討事項

資料4 高知県新食肉センター稼働までのスケジュール

高知県新食肉センターワーキンググループ設置要綱

(目的及び設置)

第1条 (仮称) 高知県新食肉センターの設置運営主体である新法人設立及び施設の整備の方針等を協議するため、高知県新食肉センターワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という)を設置する。

(委員)

第2条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長を1人置き、委員長は委員の互選によって定める。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、ワーキンググループを代表し、会議の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 ワーキンググループに、第1条の目的を達成するための作業部会を設置することができる。

2 委員長は、必要に応じ、作業部会へ関係者に出席を求めることができる。

(専門家等の出席等)

第5条 委員長は、必要に応じ、ワーキンググループへ委員以外の専門家や関係者に出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、高知県農業振興部畜産振興課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長がワーキンググループに諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

高知県新食肉センターワーキンググループ 名簿

資料2

所属	職名	氏名	ワーキンググループ	作業部会
全国農業協同組合連合会高知県本部	本部長	濱口 達也	○	
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	部長	今城 朗		○
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	畜産課長	臼木 秀明		○
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	畜産課	文野 征志郎		○
高知県農業協同組合中央会	自己改革推進室部長	徳弘 吉哉	○	○
高知県農業協同組合中央会	自己改革推進室次長	山之内 智史		○
(一社)高知県畜産会	専務理事	澤田 章史	○	○
土佐れいほく農業協同組合	組合長	西村 行雄	○	
高知県中央食肉事業協同組合	理事長	三谷 勝義	○	○
高知県農業振興部	部長	笹岡 貴文	○	
高知県農業振興部	副部長	西岡 幸生	○	○
高知県農業振興部	畜産振興課長	谷本 忠司		○
高知県農業振興部	畜産振興課企画監	中山 明		○
高知県農業振興部	畜産振興課長補佐	影山 孝之		事務局
高知県農業振興部	畜産振興課チーフ	與名 理昇		事務局
高知県農業振興部	畜産振興課主事	古賀 直樹		事務局

ワーキンググループ検討事項

(1) 定款関係

- ・ 商号
- ・ 本店所在地
- ・ 発起人

(2) 出資金関係

- ・ 資本金額
- ・ 出資者
- ・ 出資割合
- ・ 発行可能株式総数

(3) 経営シミュレーションに関する関係者との調整

- ・ 川上(集荷営業体制の構築、廃用牛集荷を行う家畜商との交渉)
- ・ 川中(内臓業者との交渉)
- ・ 川下(営業体制の構築、販売分の顧客開拓、大規模直販所での販売内容)
- ・ 支出経費の精査

(4) 組織体制

- ・ 代表取締役など役職者の決定
- ・ 組織体制・業務分担
- ・ 社員採用・出向者の検討

(5) 基本設計準備

- ・ 担当者の決定
- ・ 仕様書の検討
- ・ 指名業者の検討
- ・ 視察先の検討

(6) 会社設立準備

- ・ 定款等の書類作成
- ・ 土業の決定

(7) 開業までの対応

- ・ 県、JA、食肉組合の役割分担
- ・ 運営費としての出資金の取扱い

※適宜、検討事項は追加。

